

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度(令和7年度版)

地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断・耐震設計・耐震改修工事の費用の一部を補助します。

募集期間：令和7年4月1日から

※受付は先着順です。予算の範囲内で受付します。

1 耐震診断 派遣方式

無料（建築士会から診断士を派遣）



2 耐震設計

20万円補助（対象経費の2／3以内）



3 耐震改修

①耐震改修工事 115万円補助（対象経費の4／5以内）

②工事監理 3万円補助（対象経費の1／2以内）

申込み方法

申請書類を新居浜市建築指導課へ提出してください。

申請書類は、建築指導課窓口、又は、市ホームページから入手できます。

問い合わせ先

新居浜市役所 建設部 建築指導課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1273【直通】

※各申請に必要な書類(登記簿謄本、市税の納税証明書、住民票等)は、申請書の添付書類欄をご確認ください。

申込みできる方

- 次の条件に全てあてはまる方です。
住宅の所有者／市税を完納されている方／暴力団関係者でない方

【耐震診断】

- 対象は、以下の条件を全て満たす建物です。
 - ① 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工されたもの
 - ② 新居浜市内に存するもの
 - ③ 一戸建ての住宅（店舗等を併用する住宅にあつては、店舗等に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）
 - ④ 地上階数が 2 階建て以下で、延べ床面積が 5 0 0 ㎡以下のもの
 - ⑤ 構造が木造であるもの

【注意】 枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法は補助の対象になりません。

【耐震改修】

- 耐震改修設計・工事の補助の対象住宅は、上記①から⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。
 - 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
 - 改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」（上部構造評点が 1. 0 以上）となるもの
 - 年度内に耐震改修設計又は工事が完了するもの

【注意】 過去に行った工事、既に工事着手しているものは補助の対象になりません。

耐震改修工事を行った方の税制の優遇について

一定の条件を満たす場合、所得税の控除や、固定資産税の減額を受けられる場合があります。

※詳しくは、固定資産税に関しては市役所資産税課、所得税については新居浜税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

新居浜市役所 建設部 建築指導課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 TEL 0897-65-1273 【直通】